町民税務課　町民生活室よりお知らせ

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

これまで氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、戸籍法の一部が改正され、この法律の施行により戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まります。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

戸籍に記載される予定の振り仮名の通知が、令和７年５月26日以降に発送されます。

最上町では７月に発送予定となっています。

通知書には、戸籍に記載する予定の振り仮名が記載してありますので、届いたら必ず内容の確認をお願いします。

本籍のある市区町村（本籍地）から、住民票の情報を参考に作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が、原則として戸籍の筆頭者の住所地に郵送されます。通知書は１つの戸籍ごとに作成され、戸籍内で同じ住所の方は１通につき４名まで記載されます。４名以上の場合は、２通以上に分かれて郵送されます。同時に届くとは限りませんのでご了承ください。戸籍内で住所が異なる方はそれぞれの住所地に郵送されます。

氏名の振り仮名の届出

通知書に記載された氏名の振り仮名が、**日頃から使用している振り仮名と同じ場合、氏名の振り仮名の届出は不要です。**通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

通知書に記載された氏名の振り仮名が誤っている場合は届出が必要です。施行日から１年以内（令和８年５月２５日まで）に限り、振り仮名の届出をすることができます。１年以内に届出をしなかった場合は、通知に記載された振り仮名が戸籍に記載されますのでご注意ください。

市町村長による振り仮名の記載

氏名の振り仮名の届出がなかった場合は、本籍地の市区町村長が、改正法施行日（令和７年５月２６日）から１年を経過した日以降に通知書に記載された振り仮名を職権で戸籍に記載します。届出をせずに戸籍に記載された振り仮名は**一度に限り**、家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。

通知書の振り仮名が誤っているとして届出をした方が、再び振り仮名を変更する場合は家庭裁判所の許可が必要となります。

詳しくは法務省ホームページ「戸籍にフリガナが記載されます」をご覧ください。

○お問い合わせ先　町民税務課町民生活室　☎４３-２０１２

広報もがみでは有料広告と有料購読者を募集しています

半枠　横　８６ｍｍ　縦　４５ｍｍ　　５，０００円
１枠　横　８６ｍｍ　縦　９０ｍｍ　　１０，０００円
有料購読：１年間（４月～３月）　１，５００円

お問合せ先：総務企画課　まちづくり推進室
０２３３－４３－２２６１

あなたの力で素敵なまちへ

一緒につくろう まちの未来

令和７年度 最上町職員採用試験

採用予定年月日　令和８年４月１日

町では、これからの未来を共に考え、「明日　今日よりもっと好きになれる　最上町」を目指して、一緒に働く方を募集しています。

これからの最上町が素敵なまちになるように、あなたの力を貸してください。

採用職種・採用予定者数

初級行政職	２名
保健師	１名

受験の申込受付期間

令和７年６月３０日（月）から８月１日（金）
９時から１７時まで　（土日・祝日を除く）

受験申込書の請求

受験申込書は６月３０日（月）から総務企画課総務庶務室で交付します。また、町のホームページからもダウンロードできます。

願書の提出

直接または郵送で提出してください。
※郵送の場合は８月１日（金）必着

申込先・お問合せ

最上町役場総務企画課　総務庶務室
☎０２３３－４３－２１１１

１次試験

一般教養試験及び適性検査
試験日　９月２１日（日）
場　所　最上町中央公民館

２次試験

作文試験・面接試験
試験日　１０月下旬予定

※受験資格など、詳しくは町のHPをご覧ください。

最上病院では医療職員を随時募集しています!!

採用予定者数・採用予定者数

看護師・准看護師・薬剤師

各職種若干名の採用

最上病院では上記の職種を随時募集しています。
地域医療に興味がある方はご連絡ください。

詳細については最上病院ホームページをご覧ください。

医療職員についてのお問合せ

最上病院庶務係
☎０２３３－４３－２１１２